

令和7年10月15日（水曜日）から10月21日（火曜日）は、

違反建築防止週間です。

令和7年10月15日（水曜日）から10月21日（火曜日）まで、**建築基準法**の目的や内容について県民の皆様の理解を深めていただくとともに、違反建築の未然防止を図ることを目的として、**違反建築防止週間**が実施されます。

建築物は、人間の社会活動や経済活動の基礎となるもので、そこで暮らしたり、働いたり、遊んだりするための場として利用しています。一方、周囲の建築物から日照や通風、騒音等の間接的な影響を受けるなど私達の日常生活に深く関わっています。この様な中で、誰もが住みやすく快適で安全なまちづくりのためには、何の制約もなしに無秩序に建築物を建てるのではなく、**一定の約束（ルール）**を守っていくことが大切です。

このための**約束**の一つである**建築基準法**は、国民の生命、健康および財産の保護を目的として、建築物の敷地、構造、設備および用途について皆さんに守っていただくべき最低の基準を定めたもので、建築物はこの基準を上回るようなければなりません。

さて、建築物を新築、増改築等をしようとするときには、建築基準法に基づいて「**建築確認申請**」の手続をとっていただく必要があります。

これは、建築図面等を添えた確認申請書を各市町または指定確認検査機関へ提出していただき、その計画が建築基準法に適合しているかどうかについて、県（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市および東近江市についてはそれぞれの市）の「**建築主事**」または指定確認検査機関の「**建築基準適合判定資格者**」の審査を受け、適合していることが「**確認**」されればその旨が建築主（施主）へ通知されるというものです。

この手続を行わず建築工事を行ったり、「**確認**」を受けた計画内容と異なった建築物を建てたりすると法律違反行為となりますのでご注意ください。

まちづくりの主役である住民の皆さん一人ひとりがルールを守って、誰もが住み良い快適で安全なまちづくりを心掛けましょう。

なお、建築確認申請その他建築基準法に関することについてご質問がございましたら、最寄りの**土木事務所（甲賀・湖東・高島）の管理調整課（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市の場合はそれぞれの建築指導担当課）**へお問い合わせ下さい。

